

平成19年5月1日

平成19年度
大学院教育改革支援プログラム
Q & A (追加)

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室
独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究事業課

【1】公募要領について（追加）

Q 1. 取組期間中に取組実施代表者が変更になる可能性があるが、それは認められるのか。

A. 取組実施代表者は取組実施担当者を取りまとめ、当該教育プログラム全体の遂行に責任を持つことが必要です。取組期間中に取組実施代表者が変更となることにより、教育プログラムの実施が困難になるようなことのないよう留意してください。なお、申請時に取組実施代表者の変更の可能性がある場合はその旨を申請調書に記載してください。

Q 2. 採択された場合、交付内定は8月になるが、申請した教育プログラムが開始されている4月にさかのぼって経費を充当できるか。

A. 当該補助金は、交付内定後における教育プログラムに対し支払われるものであり、4月にさかのぼって経費を充当することはできません。

Q 3. 取組実施担当者の人数はどれくらいを想定しているか。

A. 人数についての制限はありません。各研究科や専攻の人材養成目的に沿った教育プログラムを実現するために必要な取組実施担当者を記載してください。

Q 4. 修士課程の学生をTA・RAとして本事業で雇用することは可能か。

A. 本事業は、大学院学生を対象とした教育プログラムに必要な経費を支援するものであり、TA・RAとしての大学院学生の雇用については、大学院学生の教育能力の訓練、研究遂行能力の育成等のために必要不可欠な場合に限ります。したがって、当該研究科・専攻の人材養成目的に沿って、修士課程修了者として必要な能力を学生に身に付けさせるためのものであるとともに、教育プログラム上に明確に位置付けられているものであれば可能です。

Q 5. 他大学の研究科（専攻）と連携して申請をするが、申請プログラムの主たる研究科（専攻）ではない場合でも1件としてカウントされるのか。

A. 他大学の研究科（専攻）と連携した教育プログラムの申請を含む場合には、1大学から最大7件まで申請が可能ですが、主たる研究科（専攻）ではない場合でもこの内の1件としてカウントされます。なお、取組実施担当者は2つ以上の申請に係ることはできません。

【2】計画調書について（追加）

Q 6. 区分制の博士前期・後期課程のうち、博士前期課程のみの取組を企画しているが、計画調書「12. 大学院学生の動向等」及び「13. 履修モデル及び担当教員」について、博士後期課程を含む5年間について記入する必要があるか。

A. 申請単位に沿って、教育プログラムの対象となる博士前期課程2年間についてのみ記入してください。

Q 7. 事業期間中に改組が決まっている場合、どのように記入したらよいか。

A. 申請に際しては、現在（申請時）の研究科・専攻等で行ってください。ただし、「9. 研究科・専攻における教育の課程」及び「10. 教育プログラム」について、改組を踏まえた内容で記入してください。